第 10 期しなのの里ゴールドプラン２１（老人福祉計画・介護保険事業計画）（骨子案）

総論

第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の背景

我が国や千曲市では高齢化が進行し、今後は 75 歳以上人口の増加に伴い認知症の高齢者の増加が見込まれています。また、多様で複合的な支援を要する相談が増加する中、地域包括ケアシステムの深化や「地域共生社会」の実現が求められています。このような背景を踏まえて、第 10 期しなのの里ゴールドプラン 21（老人福祉計画・介護保険事業計画）を策定しました。

第２節　計画の課題

第１節の背景から、次の３点を課題と設定しました。

1　地域包括ケアシステムの深化・推進
2　「自助・互助・共助・公助」を踏まえた実践
3　効率的かつ効果的な介護保険運営

第３節　法令等の根拠

「老人福祉計画」は老人福祉法第 20 条の８の規定により、また、「介護保険事業計画」は介護保険法第 117 条の規定により、それぞれを一体のものとして作成することとされています。あわせて、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に基づく認知症施策推進計画を本計画と一体のものとして策定します。

第４節　計画策定に向けた体制及び取り組み

広く地域の現状・要望を反映させるため、公募による被保険者の代表、学識経験者、サービス事業者等から構成される「しなのの里ゴールドプラン 21 推進等委員会」において協議されました。

また、市民参加を図る方策として、「高齢者等実態調査」を実施し反映させるとともに、パブリックコメントなどにより市民の意見を伺い、計画を策定しました。

第５節　計画の期間

計画の期間は、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間です。

第６節　他制度による計画等との整合調和

本市が目指すまちづくりの指針である「千曲市総合計画」に基づいて策定されるほか、地域福祉の推進に関する指針である「千曲市地域福祉計画」や市民の健康づくりの指針である「健康（ヘルス）アップ千曲 21」と調和・連携を保つとともに、県の策定する「長野県高齢者プラン」や「長野県保健医療総合計画」などの他の計画とも整合・調和を図りました。

第７節　計画推進に向けて

「ＰＤＣＡサイクル」に沿って、計画を推進します。

第２章　高齢者・要介護（要支援）認定者の現状

第１節　高齢者の現状

以下、４項目を掲載予定。

- ○ 高齢者の現状
- ○ 要介護（要支援）認定者数の推移
- ○ 認知症高齢者数の推計
- ○ 高齢者等実態調査の概要

第２節　高齢者に関わる事業の現状

高齢者福祉事業を掲載予定。

第３節　新計画に向けた課題

アンケート結果や高齢者福祉事業の状況からみえる課題を掲載予定。

第３章　計画の目指す姿

第１節　計画の基本理念・基本目標・施策

第 10 期しなのの里ゴールドプラン 21（老人福祉計画・介護保険事業計画）は、令和 12（2030）年を見据えた地域包括ケアシステムの実現を目指し、合わせて団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年に向け、今までの取り組みを発展・充実させていきます。

1　**超高齢社会においては、健康寿命の延伸を目指すことがますます重要になるため、生きがいに満ちた活動的な生活が営めるような支援体制をつくります。**

2　**住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」構築により、高齢者が日常生活圏域を中心に、できる限りいつまでも地域で暮らし続けられる体制をつくります。**

3　**高齢者が自ら選択できる適切なサービス利用を進めるとともに、認知症の人をはじめ、介護や支援を必要とするすべての高齢者が人として尊重され、自らの意思と能力により、自立して日常生活を営むことができる環境整備、支援体制をつくります。**

第２節　ロジックモデルに基づく施策体系

ロジックモデルに基づき施策体系を掲載予定。

第３節　日常生活圏域の設定

旧行政区単位を基本として、５つの日常生活圏域を設定しました。

各論

第１章　地域包括ケアシステムの深化・推進（地域支援事業等の推進）

ロジックモデルに基づき、施策及び事業を展開。

第１節　支え合う地域づくり（生活支援整備体制事業）
第２節　元気な高齢者の健康の維持
第３節　高齢者の自立支援
第４節　地域包括支援センターの機能強化
第５節　認知症総合支援事業【認知症施策推進計画】

第５節　認知症総合支援事業【認知症施策推進計画】は共生社会の実現を推進するための認知症基本法、認知症施策推進大綱に基づき以下の基本施策を盛り込む予定。

- ○ 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ○ 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ○ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ○ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ○ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ○ 相談体制の整備等
- ○ 認知症の予防等

第６節　在宅医療と介護の連携の推進
第７節　高齢者の住宅安定に係る施策と連携
第８節　高齢者福祉の展開
第９節　介護に取り組む家族等への支援の充実、権利擁護・虐待防止

第２章　介護保険事業の展開

以下、３項目を掲載予定。

第１節　介護サービスの量の見込み
　　（介護給付等対象サービスの計画）
第２節　サービス確保のための方策
第３節　介護保険制度の円滑な運営のために（保険者機能の強化）

資料編